

随同行審判員となるためには(県大会への参加規程)【令和7年度】

岩手県小学生バレーボール連盟 審判委員会

1 岩手県小学生バレーボール連盟公認審判員

(1) 更新の場合

- ① 前年度の公認審判員証(活動報告書 以下同じ)を、指定された日までに県小連審判委員会に提出する。
- ② 指定された期日までに県小連審判委員会に氏名を報告し、登録料を納入する。
 - ※1 活動報告書により、更新であることを審判委員会が確認する。
 - ※2 活動報告書を提出しない、記述内容に不備がある、あるいは活動に重要な錯誤があった場合は更新できない。再度資格を得ようとするときは「資格取得講習会」を受講すること。
 - ※3 更新対象者であっても、年度内の審判活動がファーストレフェリー・セカンドレフェリー各2回未満(計4回未満)の場合は「資格取得講習会」を受講することとなる。

(2) 新規の場合(または上記※2※3に該当する場合)

- ① 県小連審判委員会に氏名を報告し、「資格取得講習会」を受講し、試験に合格後、指定された期日までに登録料を納入する。
- ② 審判活動を行おうとする県大会の前に、最低ファーストレフェリー・セカンドレフェリー各2回以上の審判を行う。

2 岩手県バレーボール協会公認審判員

(1) 県2級の場合

県協会ホームページ「審判」の「県公認2級随同行審判員資格者」の名簿に、名前が記載されていること。

※小学生連盟の講習会を受講しても、資格更新とはならないことに注意!

※県公認2級審判員資格を新規に取得した者で、前年まで県小連公認審判員として活動した者は、県小連公認審判員資格更新に必要な要件を満たしていれば、小連大会に限り随同行審判員として認める。

(2) 県1級の場合

更新手続きを済ませていること。(同ホームページに名前が掲載されていること)

3 (公財)日本バレーボール協会(JVA)公認審判員

更新手続きを済ませていること。

チームは、『各チーム所属審判員名簿』にて、チームに所属するすべての審判員を報告する。

- ・登録番号は「県小連公認審判員」だけが必要であり、審判委員会が付与する。
- ・県小連公認審判員が所属できるのは1チームのみである。(同名の男女チームも不可)
- ・県小連公認審判員となれるのは18歳以上とする。高校生は認めない。
- ・今年度も県大会については随同行審判員帯同を参加条件とする。

育成大会、ドリームカップについては2名必須とする。